

佐那河内村 地域福祉計画

令和6年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画の性格	2
3 分野横断的な連携体制の整備	3
4 日常生活圏域の設定	3
第2章 佐那河内村の福祉について	5
1 人口等の動向	5
2 福祉サービス提供等の状況	8
3 福祉関連調査結果	14
4 評価指標の設定	23
第3章 基本方向	25
1 計画の基本理念	25
2 地域のとらえ方	25
3 地域福祉の進め方	26
第4章 基本目標および施策	28
1 目標に向けての取り組み（全体像）	29
2 各福祉分野における重点的な取り組み	30
3 自殺対策の基本指針	31
基本目標1 安心して暮らすために	33
1－1 やさしいむらづくりの推進	34
1－2 地域での安心・安全活動の推進	36
1－3 健康づくりと暮らしを支える施策の推進	37
1－4 自殺対策の推進	39
基本目標2 みんなが手をつなぎ	42
2－1 福祉の心の育成	43
2－2 地域力の育成	44
2－3 相談体制と情報提供の推進	46
基本目標3 地域の輪をもっとひろげよう	47
3－1 地域活動への参加の促進	48
3－2 人がつながり支え合う仕組みづくり	49
第5章 成年後見制度利用促進基本計画	51
1 計画の策定にあたって	51
2 計画の基本方向	52

第6章	再犯防止推進計画.....	55
1	計画の策定にあたって	55
2	計画の基本方向	56
第7章	地域福祉を推進するにあたって.....	58
1	本村で暮らし続けるすべての人のための“地域福祉”を進めるために ..	58
2	計画の点検・評価の必要性	59

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の目的

わが国では、少子高齢化や核家族化が進んだことによって、そして地球規模での情報や人・モノの交流や移動が進んだことによって、価値観や生活様式の大きな変化を経験しています。地域社会の変化も大きく、住民同士のつながりや地域内での互助意識は希薄化し、地域活動の低下が多く地域で懸念されています。その結果、8050問題やダブルケアといった複合的な課題、子どもが家族の世話をするヤングケアラーの顕在化等、これまでのように対象者ごとの縦割りの制度による公的な福祉サービスだけでは対応が困難な新たな課題が表出しています。

また、新型コロナウイルス感染症により、この数年間で私たちの社会活動は大きな制約を受け、地域活動の停滞をもたらしており、その回復の支援も求められています。

さらに、福祉サービスの担い手となる人材不足も常態化している中、福祉に関する支援ニーズは多様化し複雑化しています。さまざまな課題を適切な支援に繋いでいくためには、福祉や地域活動の担い手となる人材を育成し福祉サービスの充実を図るとともに、地域を見守り住民同士が支え合い助け合う関係をつくるなど、地域の福祉力を高めていくことが求められます。

このような課題に対応するために、地域に暮らすすべての人が支え合う仕組みとして地域共生社会の実現が求められています。

これらの多様な課題に対応するとともに、この他、認知症高齢者の増加への対応や、社会の安全性を高めることにつながる再犯防止のため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立しており、この地域福祉計画に「成年後見制度利用促進基本計画」と「再犯防止推進計画」を包含した計画として策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

① 地域福祉計画

この地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された事項を基本として策定するものです。

地域福祉計画は、高齢者、障がい者及び子どもなどの個別的分野にとらわれない総合的な視点で地域の課題を捉え、その解決を図る計画です。

つまり、障がいの有無や年齢に関わらず、住民一人ひとりが人としての尊厳を持って、家庭や地域の中で安心して生活していくための必要な生活支援ができる仕組みの充実と、自助（自分自身で課題を解決すること）、互助・共助（地域の人たちが互いに支えあって課題を解決すること）、公助（行政が主体となって課題を解決すること）の役割を明確にして、地域福祉の共通の理念を示す総合的な計画とします。

そのため、保健・福祉の分野別計画との整合性と人権・男女共同参画・防災など村のその他の計画との連携にも配慮しながら策定しています。

また、「徳島県地域福祉支援計画（とくしま“福祉のきずな”サポートプラン）」との整合性を図りました。

② 包含するその他の計画

本地域福祉計画には、「自殺対策計画」「成年後見制度利用促進基本計画」「再犯防止推進計画」を包含する形で策定しました。

自殺対策計画は、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に規定された事項を基本として策定し、本計画の第 4 章 3 「自殺対策の基本指針」及び基本目標 1—4 「自殺対策の推進」に位置付けました。また、「徳島県自殺対策基本計画」との整合性を図っています。

成年後見制度利用促進基本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条に規定された事項を基本として策定し、本計画の第 5 章に位置付けました。

再犯防止推進計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項に規定された事項を基本として策定し、本計画の第 6 章に位置付けました。

(2) 計画期間

計画期間は令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間とします。

(3) 計画の策定体制

本計画は、「佐那河内村総合保健福祉計画策定委員会」が中心となり、計画の検討を行いました。また、住民アンケートの実施を経て策定しています。

① 佐那河内村総合保健福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたり、幅広い分野の人からの意見を反映させるため、学識経験者や保健医療関係者、福祉関係者等で構成する「佐那河内村総合保健福祉計画策定委員会」において、計画の内容を検討しました。

② 住民アンケート

本計画を策定するための基礎資料を得ることを目的として、村内のすべての世帯（入所・入院等を除く）を対象に住民アンケートを実施しました。

3 分野横断的な連携体制の整備

地域生活課題を抱える人を包括的に支援していくため、福祉、保健、医療も含めた分野横断的な連携体制を整備します。

また、地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制の構築を検討します。

4 日常生活圏域の設定

福祉サービスは、住み慣れた地域で利用できるようにすることが重要であることから、その整備単位として日常生活圏域の設定が必要とされています。

このため、本村においては日常生活圏域を1圏域に設定します。

佐那河内村総合計画

保健福祉分野

各計画に共通する地域課題に地域で取り組む計画

地域福祉計画

自殺対策計画

成年後見制度利用促進基本計画

再犯防止推進計画

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

障がい者計画
・障がい福祉計画・
障がい児福祉計画

新次世代育成支援
行動計画
子ども・子育て支援
事業計画

第2章 佐那河内村の福祉について

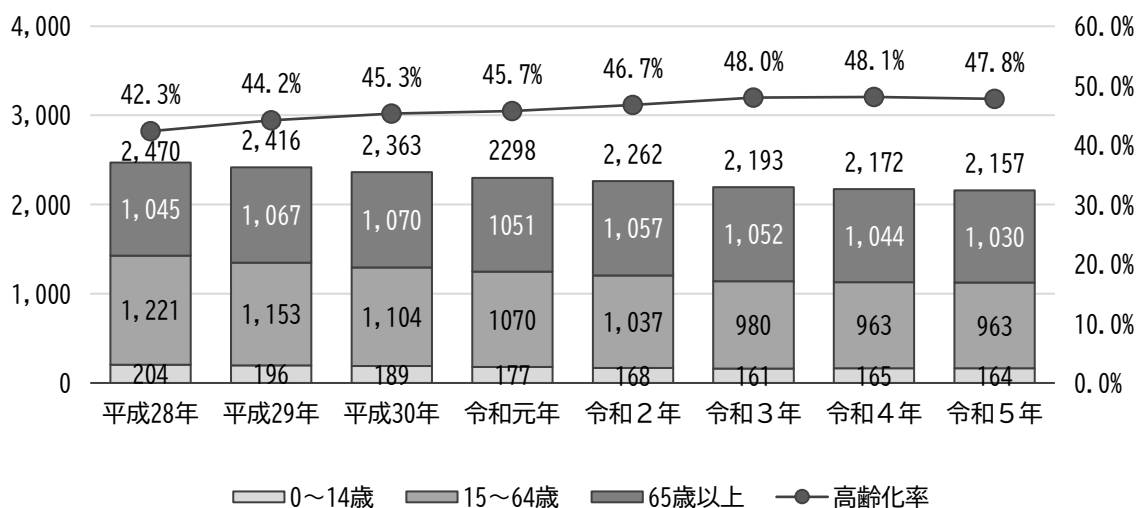
1 人口等の動向

(1) 人口

本村の人口は減少し続けており、平成28年と比較して313人減少し、現在（令和5年）2,157人です。

高齢化率については、平成28年の42.3%から、令和4年の48.1%まで上昇し続けていましたが、令和5年にわずかに低下し47.8%となっています。

人口・人口構成の推移（各年10月1日現在）



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
65歳以上	42.3%	44.2%	45.3%	45.7%	46.7%	48.0%	48.1%	47.8%
15～64歳	49.4%	47.7%	46.7%	46.6%	45.8%	44.7%	44.3%	44.6%
0～14歳	8.3%	8.1%	8.0%	7.7%	7.4%	7.3%	7.6%	7.6%

〔住民基本台帳〕

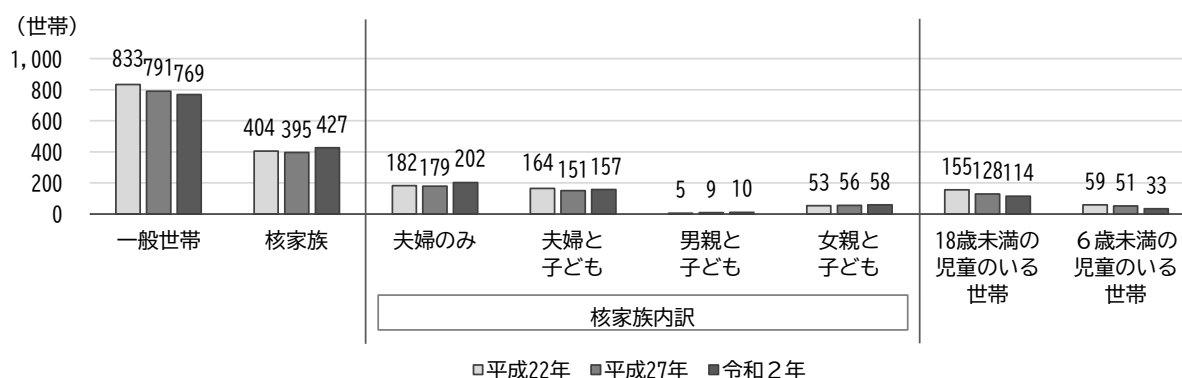
(2) 世帯状況等

平成 22 年から令和 2 年の 10 年間で、一般世帯は減少、核家族は増加しています。

核家族の内訳では、「夫婦のみ世帯」「男親と子ども世帯」「女親と子ども世帯」が増加しています。

子どものいる世帯では、「18 歳未満の児童のいる世帯」「6 歳未満の児童のいる世帯」はいずれも減少しています。

世帯の構造（各年 10 月 1 日現在）



〔国勢調査〕

(3) 未婚率

未婚率は、男女ともに、若年層ほど、全国平均よりも高くなっています。年齢が上がると全国平均との差がなくなり、男女ともに 45～49 歳で、全国平均よりも低い値となっています。

年齢別未婚率（令和 2 年）

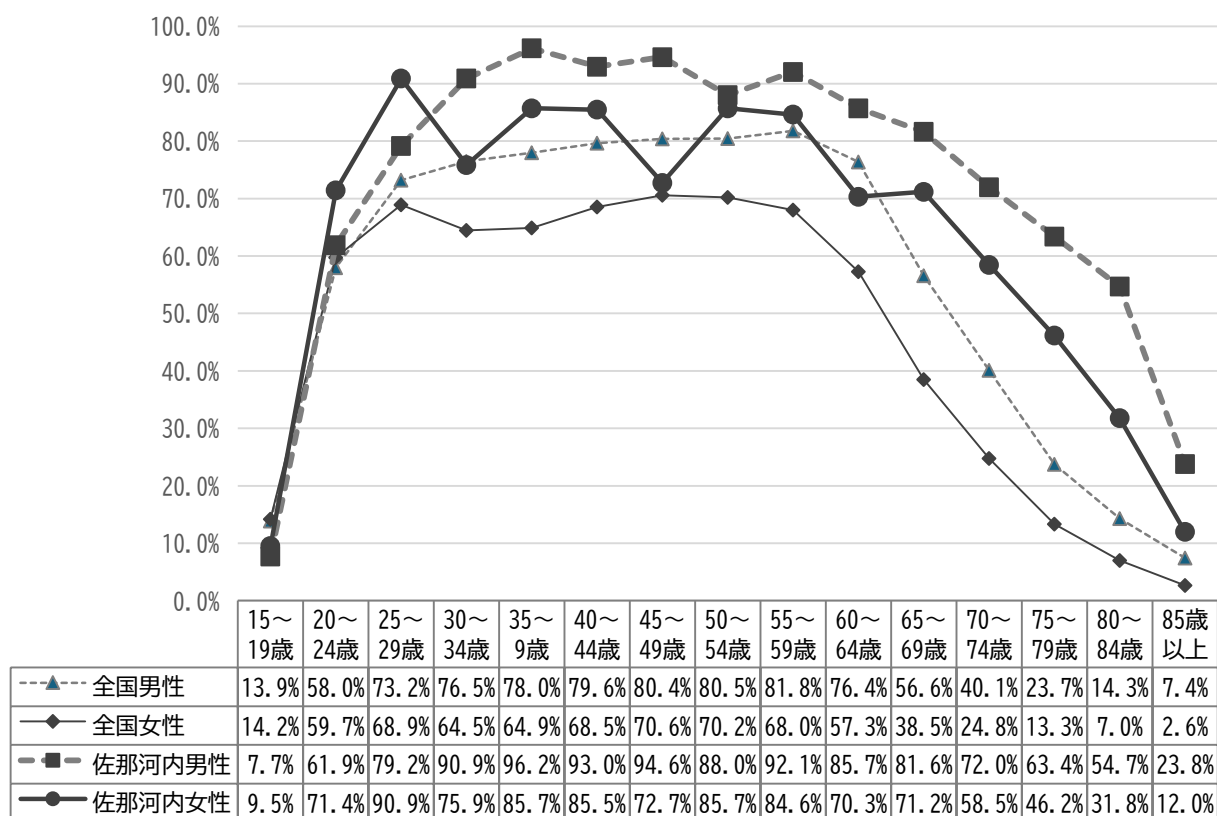
	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
佐那河内村男性	95.8%	72.7%	53.8%	28.1%	23.2%
全国男性	65.4%	43.7%	32.4%	27.6%	25.8%
佐那河内村女性	86.4%	58.6%	25.7%	32.3%	12.7%
全国女性	58.2%	33.6%	22.8%	18.8%	17.0%

〔国勢調査〕

(4) 就業状況

本村は、全体的に全国平均より、男女ともに就業率は高い傾向にあります。また、高齢者の就業率が特に高いのが特徴となっています。本村の女性は、子育て期のタイミングで一時的に割合が低下しますが、その他のほとんどの年代において、全国女性平均だけでなく、全国男性平均よりも高い割合となっています。

男女別年齢別就業率（令和2年）



〔国勢調査〕

2 福祉サービス提供等の状況

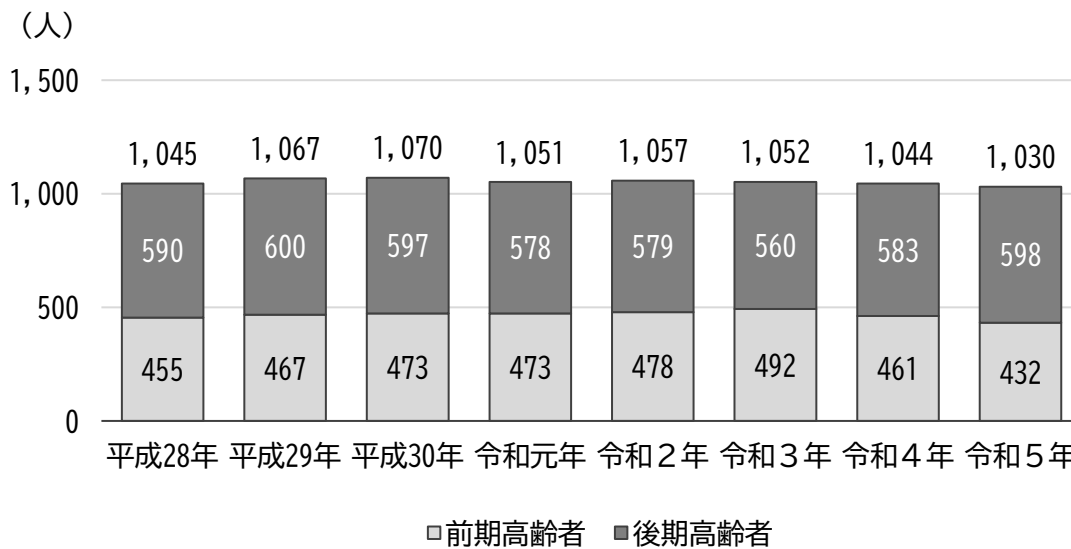
(1) 高齢者の状況

① 高齢者数

高齢者人口は、平成 28 年の 1,045 人から平成 30 年の 1,070 人まで上昇した後、令和 2 年から減少し始めています。

年齢区分でみると、前期高齢者（65～74 歳）は令和 3 年まで増加したのちに減少し、後期高齢者（75 歳以上）は、平成 29 年に 600 人となり、その後増減を繰り返しながら横ばいとなっています。

高齢者数の推移（各年 10 月 1 日）



	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
前期高齢者	18.4%	19.3%	20.0%	20.6%	21.1%	22.4%	21.2%	20.0%
後期高齢者	23.9%	24.8%	25.3%	25.2%	25.6%	25.5%	26.8%	27.7%

〔住民基本台帳〕

② 世帯構成

国勢調査によると、総世帯（769 世帯）のうち高齢者がいる世帯は 580 世帯で 75.4% となっており、全体の 4 分の 3 を占めます。そのうち、65 歳以上の単身世帯は 120 世帯で 15.6% と低い割合で、配偶者や親族と暮らす同居世帯が多いことが、本村の特徴となっています。

高齢者数の世帯状況

総世帯数	65 歳以上のいる世帯	内、65 歳以上の単身世帯
769 世帯	580 世帯	120 世帯
100.0%	75.4%	15.6%

〔国勢調査〕

(2) 障がいのある人の状況

① 障害者手帳交付状況

本村の3種の障害者手帳交付数の合計は、令和2年度末は178件でしたが、令和4年度末は176件とおおよそ横ばい傾向となっています。

身体障害者手帳交付件数は、令和2年度末は134件、令和4年度末は134件と横ばい傾向となっています。

療育手帳交付件数は、令和2年度末は25件でしたが、令和4年度末は22件となっており、おおよそ横ばい傾向となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付件数は、令和2年度末は19件、令和4年度末は20件となっており、おおよそ横ばい傾向となっています。

障害者手帳交付状況

(件)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者手帳	148	144	141	134	134	134
療育手帳	25	26	26	25	22	22
精神障害者保健福祉手帳	17	16	14	19	20	20
合 計	190	186	181	178	176	176

〔健康福祉課〕

② 身体障害者手帳交付の内訳

障がい種類別にみると、令和4年度末時点、肢体不自由（67件）が最も多く、内部障がい（42件）と続きます。

等級別にみると、令和4年度末時点、身体障害手帳1級（48件）が最も多く、4級（30件）と続きます。

身体障害者手帳交付の内訳

(件)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障がい	5	4	2	3	4	4
聴覚・平衡機能障がい	23	23	22	22	21	20
音声・言語障がい	0	0	1	1	1	1
肢体不自由	88	82	80	72	69	67
内部障がい	32	35	36	36	39	42
合 計	148	144	141	134	134	134

〔健康福祉課〕

(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	47	45	45	42	43	48
2 級	17	18	16	18	17	16
3 級	18	16	16	17	19	17
4 級	34	37	36	33	32	30
5 級	10	9	9	8	9	8
6 級	22	19	19	16	14	15
合 計	148	144	141	134	134	134

〔健康福祉課〕

③ 療育手帳の内訳

等級別にみると、令和4年度末時点、A（12件）、B（10件）となっています。

療育手帳交付の内訳

(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A	13	13	13	13	12	12
B	13	13	13	12	10	10
合 計	26	26	26	25	22	22

〔健康福祉課〕

④ 精神障害者保健福祉手帳の内訳

等級別にみると、令和4年度末時点、2級（10件）が最も多く、3級（6件）、1級（4件）と続きます。

精神障害者保健福祉手帳交付の内訳

(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	2	3	3	4	4	4
2 級	11	11	9	8	9	10
3 級	4	2	2	7	7	6
合 計	17	16	14	19	20	20
自立支援医療(精神通院)	28	25	26	32	31	31

〔健康福祉課〕

⑤ 特定疾患医療受給者（難病患者）

特定疾患医療受給者証交付件数は、令和４年度末時点では 22 件となっており、増加傾向となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証交付件数は、令和４年度末時点は 1 件となっています。

特定疾患医療受給者（難病患者）

(件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特定疾患 医療受給者証	12	14	19	18	20	22
小児慢性特定疾病 医療受給者証	0	0	1	1	1	1
合 計	12	14	20	19	21	23

〔健康福祉課〕

(3) 子どもの状況

① 児童数

17 歳以下の児童数は、平成 30 年は 239 人でしたが、年々減少しており、令和 5 年は 211 人となっています。

総人口に占める児童数の割合は、一時的に増加している年があるものの、全体的には低下傾向で、平成 30 年は 10.0%でしたが、令和 5 年は 9.8%となっています。

近年の児童数の推移（各年 4 月 1 日現在）

(人・%)

		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
0～5 歳	男	33	31	28	28	26	29
	女	28	22	18	19	26	27
	合計	61	53	46	47	52	56
6～11 歳	男	49	46	44	43	50	46
	女	31	32	35	34	32	26
	合計	80	78	79	77	82	72
12～17 歳	男	54	56	58	55	52	52
	女	44	41	35	32	30	31
	合計	98	97	93	87	82	83
児童 合計		239	228	218	211	216	211

総人口に占める割合	10.0%	9.9%	9.6%	9.6%	9.9%	9.8%
-----------	-------	------	------	------	------	------

〔住民基本台帳〕

② 出生数

平成 29 年度から令和 4 年度までの出生数の平均は、8.2 人となっています。

令和 4 年度の出生数は、4 人となっており、平成 29 年度の 3 分の 1 となっています。

出生数の動き（各年 4 月～翌年 3 月分累計）

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
男	4	7	3	3	2	4
女	8	4	5	4	5	0
合 計	12	11	8	7	7	4

〔健康福祉課〕

③ 通所・通学状況

村内には、村立の佐那河内保育所と、小学校 1 校、中学校 1 校があります。

保育所通所者数は、増減を繰り返しながらも、令和 2 年以降は増加傾向にあり、令和 5 年は 58 人となっています。

一方、小学校と中学校も増減を繰り返しながら、全体としては減少傾向にあり、小学校の令和 5 年は平成 29 年以降で最も少ない 73 人、中学校は令和 2 年以降 30 人台が続いています。

通所・通学状況

(か所・校・人)

保育所 (各年 3 月末)	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
保育所数	1	1	1	1	1	1	1
通所児童数	51	62	51	47	50	56	58

小学校 (各年 5 月 1 日)	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
学校数	1	1	1	1	1	1	1
児童数	83	82	77	79	79	85	73

中学校 (各年 5 月 1 日)	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
学校数	1	1	1	1	1	1	1
生徒数	48	54	48	39	34	33	39

〔健康福祉課・教育委員会〕

(4) 自殺に関する状況

本村の自殺者数は、ほぼ毎年0人で推移しており、平成26年から令和3年までの自殺者数は1人となっています（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）。

【参考資料】

国、徳島県の自殺者数の推移

(人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国	25,218	24,025	21,897	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007
徳島県	169	130	141	123	89	113	111	108

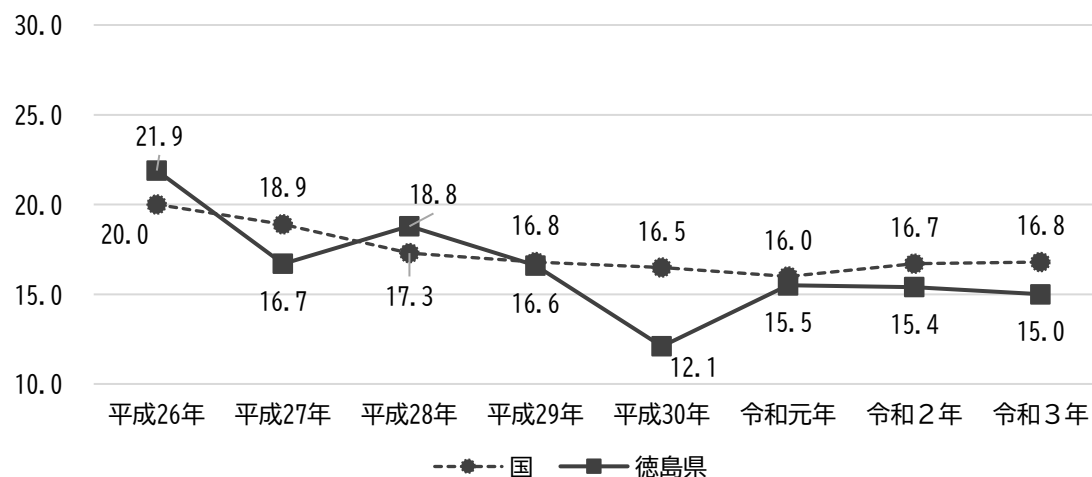
〔厚生労働省自殺対策推進室「自殺の状況」〕

国、徳島県の自殺死亡率の推移

(10万対)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
国	20.0	18.9	17.3	16.8	16.5	16.0	16.7	16.8
徳島県	21.9	16.7	18.8	16.6	12.1	15.5	15.4	15.0

(10万対)



〔厚生労働省自殺対策推進室「自殺の状況」〕

3 福祉関連調査結果

(1) 地域福祉計画住民アンケート

住民の皆さんの生活の状況や、地域の課題に対する考えなどを把握し基礎資料とすることを目的に実施しました。

調査票数／対象	946 票／村内のすべての世帯（入所・入院等を除く）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年9月1日～22日
回収状況	有効回収数 385 票
回収率	40.7 %

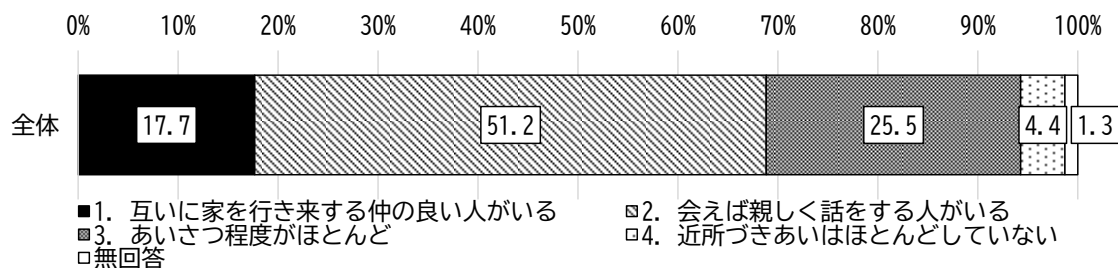
<調査結果の留意事項>

- ・設問のなかには前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答数が全体より少なくなっています。
- ・設問には1つのみ答える単数回答（SA：シングルアンサー）と、複数回答（MA：マルチアンサー）があります。
- ・割合は選択肢ごとに小数第二位で四捨五入しているため、表によってはその割合の合計が100.0%にならないものがあります。
- ・有効回答とした中には、性別、年齢、居住地区等について無回答があり、全体の回答数と合計が一致しない場合があります。また、クロス集計において、年齢については、サンプル数の少ない若い層と高齢層を集約化し、9区分から5区分に再区分しています。

① 日頃の近所づきあい

- ・全体としては、「互いに家を行き来する仲の良い人がいる」「会えば親しく話をする人がいる」を合計すると 68.9%であり、近所づきあいをしている割合は高い
- ・年代別では、70 歳以上で「互いに家を行き来する仲の良い人がいる」割合が高く、10～50 代は「あいさつ程度がほとんど」の割合が比較的高い

問8【SA：クロス集計】



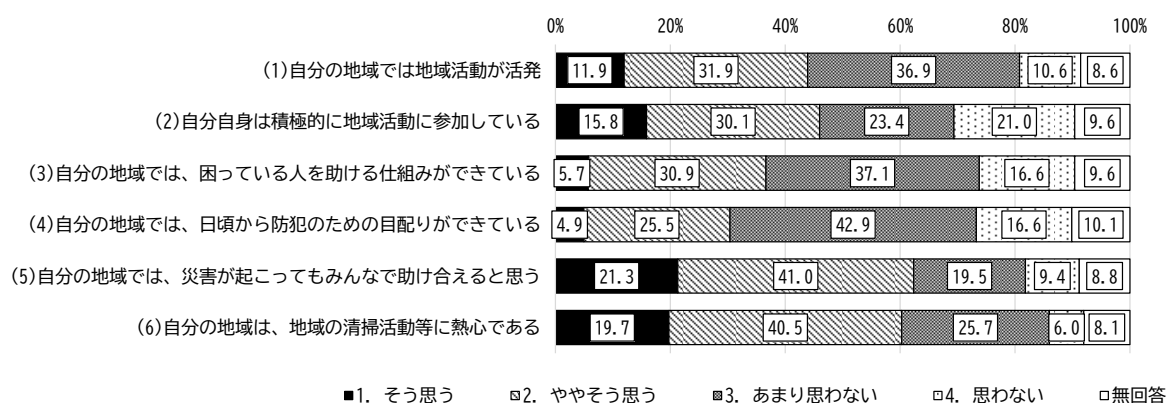
	人数（人）	割合（%）				
		互いに家を行き来する仲の良い人がいる	会えば親しく話をする人がいる	あいさつ程度がほとんど	近所づきあいはほとんどしていない	無回答
全体	385	17.7	51.2	25.5	4.4	1.3
男性	201	14.4	51.2	29.9	4.5	0.0
女性	159	22.0	52.8	20.1	3.8	1.3
答えたくない	10	10.0	50.0	30.0	10.0	0.0
10～30 代	18	11.1	50.0	<u>33.3</u>	5.6	0.0
40 代	24	8.3	50.0	<u>33.3</u>	8.3	0.0
50 代	36	13.9	50.0	<u>33.3</u>	2.8	0.0
60 代	76	5.3	59.2	28.9	5.3	1.3
70 歳以上	217	<u>24.0</u>	50.7	21.7	3.2	0.5
嵯峨地区	91	20.9	48.4	27.5	3.3	0.0
宮前地区	167	14.4	57.5	24.0	3.6	0.6
高樋地区	104	20.2	48.1	26.0	4.8	1.0

※網掛けは割合が低いところを、太字下線は割合が高いところを示しています。

② 地域活動に対する感じ方

- ・「そう思う」（そう思う＋ややそう思う）の割合が高いのは、『(5)自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う』や『(6)自分の地域は、地域の清掃活動等に熱心である』
- ・一方、「そう思う」の割合が低いのは、『(3)自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができていない』や『(4)自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができていない』
- ・(3)の「そう思う」が他の項目と比べ低く、助け合いの仕組みづくりが課題

問4【SA：単純集計】



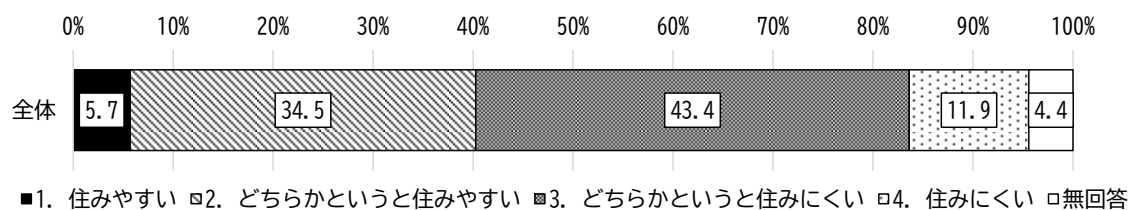
	割合（％）					合計
	1. そう思う	2. ややそう思う	3. あまり思わない	4. 思わない	無回答	
(1)自分の地域では地域活動が活発	11.9	31.9	36.9	10.6	8.6	100.0
(2)自分自身は積極的に地域活動に参加している	15.8	30.1	23.4	21.0	9.6	100.0
(3)自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができていない	5.7	30.9	37.1	16.6	9.6	100.0
(4)自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができていない	4.9	25.5	42.9	16.6	10.1	100.0
(5)自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う	<u>21.3</u>	<u>41.0</u>	19.5	9.4	8.8	100.0
(6)自分の地域は、地域の清掃活動等に熱心である	<u>19.7</u>	<u>40.5</u>	25.7	6.0	8.1	100.0

※網掛けは割合が低いところを、太字下線は割合が高いところを示しています。

③ 高齢者や障がいのある人などにとっての住みやすさ

- ・全体としては、「どちらかという住みにくい」と「住みにくい」を合計すると、55.3%となり、過半数を上回る
- ・年代別では、年代が上の人ほど「どちらかといえば住みやすい」の割合が高い

問5【SA：クロス集計】



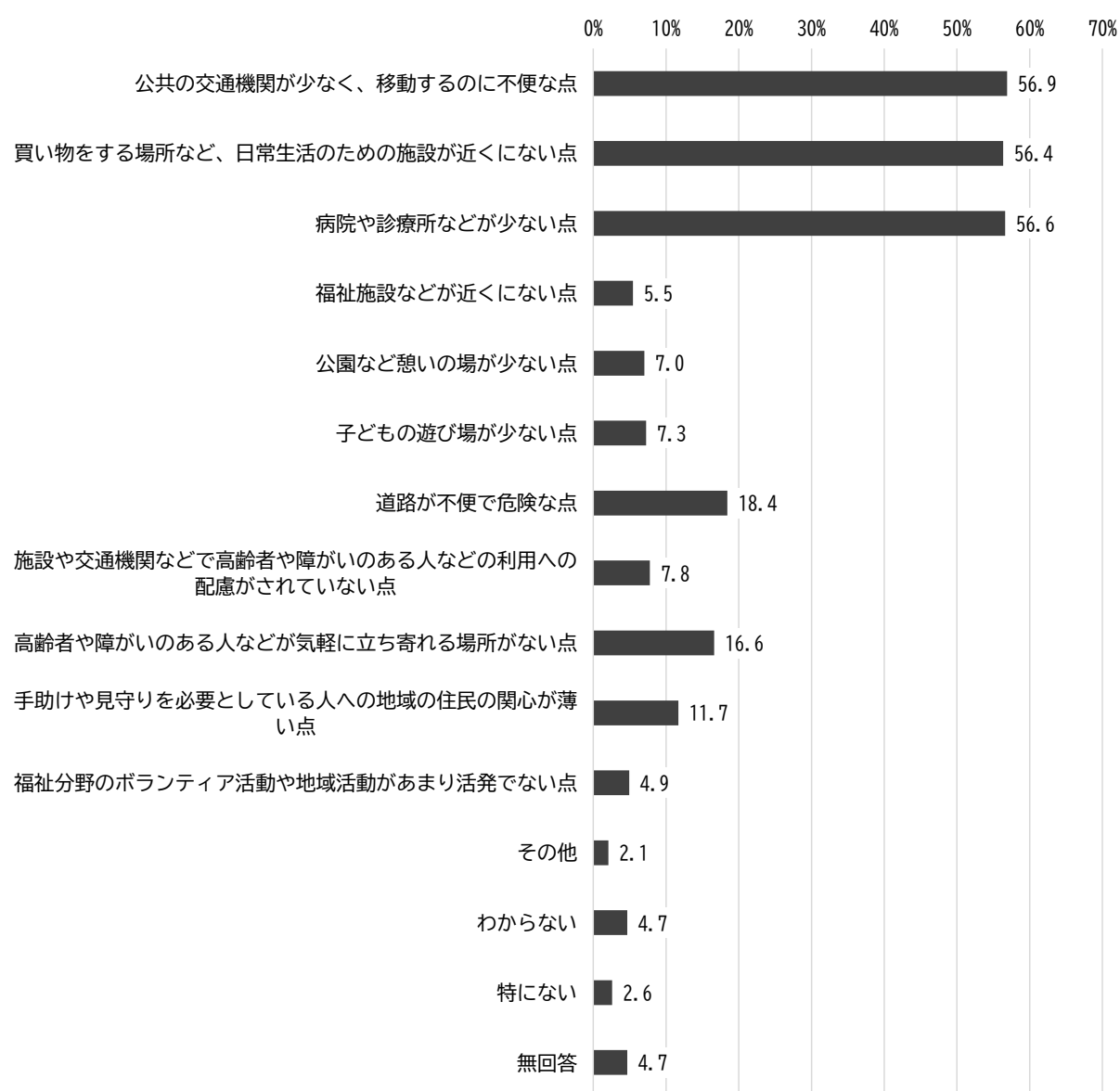
	人数 (人)	割合 (%)				
		1. 住みやすい	2. どちらかという住みやすい	3. どちらかという住みにくい	4. 住みにくい	無回答
全体	385	5.7	34.5	43.4	11.9	4.4
男性	201	5.5	35.8	41.3	13.4	4.0
女性	159	5.0	34.6	47.2	9.4	3.8
答えたくない	10	10.0	30.0	40.0	20.0	0.0
10～30代	18	5.6	16.7	<u>66.7</u>	11.1	0.0
40代	24	8.3	20.8	50.0	20.8	0.0
50代	36	5.6	16.7	55.6	19.4	2.8
60代	76	0.0	<u>30.3</u>	46.1	18.4	5.3
70歳以上	217	7.4	<u>42.9</u>	38.2	7.4	4.1
嵯峨地区	91	5.5	34.1	42.9	14.3	3.3
宮前地区	167	6.0	37.7	42.5	9.0	4.8
高樋地区	104	3.8	32.7	47.1	13.5	2.9

※網掛けは割合が低いところを、太字下線は割合が高いところを示しています。

④ 住みやすい村にしていくための改善点

- ・「公共の交通機関が少なく、移動するのに不便な点」「買い物をする場所など、日常生活のための施設が近くにない点」「病院や診療所などが少ない点」の割合が高い

問6【MA：クロス集計】



■性別・年代・地区別

- ・年代別では、10～30代は「公共の交通機関が少なく、移動するのに不便な点」「買い物をする場所など、日常生活のための施設が近くにない点」「病院や診療所などが少ない点」については低く、「公園など憩いの場が少ない点」「子どもの遊び場が少ない点」については高い割合となっている
- ・地区別では、嵯峨地区で「公共の交通機関が少なく、移動するのに不便な点」の割合が高くなっている

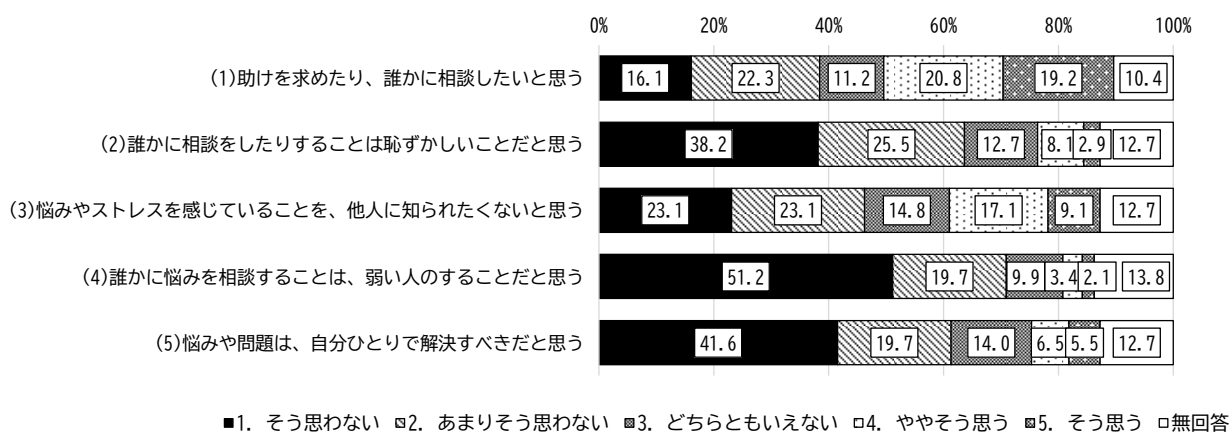
	人数 (人)	割合 (%)														
		公共の交通機関が少なく、移動するのに不便な点	買い物をする場所など、日常生活のための施設が近くにない点	病院や診療所などが少ない点	福祉施設などが近くにない点	公園など憩いの場が少ない点	子どもの遊び場が少ない点	道路が不便で危険な点	施設や交通機関などで高齢者や障がいのある人などの利用への配慮がされていない点	高齢者や障がいのある人などが気軽に立ち寄れる場所がない点	手助けや見守りが必要としている人への地域の住民の関心が薄い点	福祉分野のボランティア活動や地域活動があまり活発でない点	その他	わからない	特にない	無回答
全 体	385	56.9	56.4	56.6	5.5	7.0	7.3	18.4	7.8	16.6	11.7	4.9	2.1	4.7	2.6	4.7
男性	201	55.7	54.7	58.7	5.0	4.0	9.0	20.9	9.5	15.9	13.4	6.0	1.5	3.0	0.5	5.5
女性	159	60.4	59.7	54.1	6.9	11.9	5.7	14.5	5.7	18.2	10.7	4.4	1.3	6.3	4.4	2.5
答えたくない	10	40.0	40.0	60.0	0.0	0.0	10.0	30.0	10.0	0.0	10.0	0.0	20.0	10.0	20.0	0.0
10～30 代	18	38.9	55.6	38.9	0.0	16.7	38.9	11.1	0.0	5.6	11.1	0.0	11.1	0.0	5.6	5.6
40 代	24	62.5	66.7	41.7	12.5	16.7	25.0	20.8	8.3	12.5	4.2	4.2	4.2	4.2	0.0	0.0
50 代	36	69.4	58.3	52.8	2.8	8.3	5.6	25.0	13.9	11.1	8.3	2.8	2.8	2.8	0.0	2.8
60 代	76	61.8	65.8	61.8	5.3	7.9	6.6	19.7	10.5	13.2	10.5	2.6	0.0	1.3	0.0	3.9
70 歳以上	217	55.3	52.1	59.0	5.5	5.1	3.7	17.1	6.5	19.8	14.3	6.9	1.4	6.5	4.1	4.6
嵯峨地区	91	63.7	58.2	50.5	4.4	3.3	4.4	24.2	11.0	15.4	7.7	5.5	3.3	6.6	4.4	2.2
宮前地区	167	51.5	56.9	59.9	4.2	10.8	9.0	14.4	7.8	15.6	13.8	3.6	1.8	3.0	1.8	6.0
高樋地区	104	58.7	53.8	56.7	9.6	5.8	7.7	20.2	5.8	18.3	13.5	7.7	0.0	4.8	2.9	2.9

※網掛けは割合が低いところを、太字下線は割合が高いところを示しています。

⑤ 悩みやストレスの対処法

- ・「(2)誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」、「(4)誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」、「(5)悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」については、「ややそう思う」と「そう思う」の合計は、約1割もしくは1割に満たない割合と低い
- ・一方で、「(1)助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」の、「ややそう思う」と「そう思う」の合計は、4割となっている
- ・相談することの抵抗感を減らすとともに、相談場所の確保とより一層の情報提供や啓発が求められている

問 33【S A：単純集計】



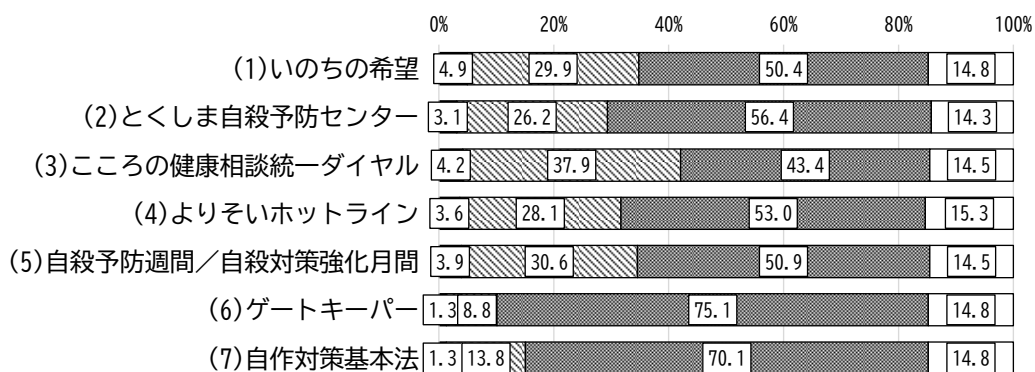
(回答者数 385 人)

	割合 (%)						合計
	そう思わない	あまりそう思わない	どちらともいえない	ややそう思う	そう思う	無回答	
(1)助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	16.1	22.3	11.2	20.8	19.2	10.4	100.0
(2)誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	38.2	25.5	12.7	8.1	2.9	12.7	100.0
(3)悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	23.1	23.1	14.8	17.1	9.1	12.7	100.0
(4)誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	51.2	19.7	9.9	3.4	2.1	13.8	100.0
(5)悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	41.6	19.7	14.0	6.5	5.5	12.7	100.0

⑥ 各種自殺対策の認知度

- ・どの項目も「知らなかった」の割合は高い
- ・最も認知度があるのは、「(3)こころの健康相談統一ダイヤル」で、「内容まで知っていた」と「内容は知らなかったが言葉は聞いたことはある」の合計は42.1%
- ・各種自殺対策の周知や啓発が課題

問 37【S A：単純集計】



■1. 内容まで知っていた □2. 内容は知らなかったが言葉は聞いたことはある ■3. 知らなかった □無回答

	割合 (%)				
	内容まで知っていた	内容は知らなかったが言葉は聞いたことはある	知らなかった	無回答	合計
(1)いのちの希望	4.9	29.9	50.4	14.8	100.0
(2)とくしま自殺予防センター	3.1	26.2	56.4	14.3	100.0
(3)こころの健康相談統一ダイヤル	4.2	37.9	43.4	14.5	100.0
(4)よりそいホットライン	3.6	28.1	53.0	15.3	100.0
(5)自殺予防週間／自殺対策強化週間	3.9	30.6	50.9	14.5	100.0
(6)ゲートキーパー	1.3	8.8	75.1	14.8	100.0
(7)自作対策基本法	1.3	13.8	70.1	14.8	100.0

(2) 佐那河内村の地域生活の課題及び特徴

統計データやアンケート調査結果から想定される佐那河内村の主な課題及び特徴は以下の通りです。

① 支え合いや助け合いによる地域づくりの推進

アンケート調査の地域活動に対する感じ方において、「自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができています」に対して、「そう思う」の回答は5.7%となっており、他の地域活動に関する項目に比べて低くなっています。ある程度地域活動は活発に実施されているものの、困っている人を助ける仕組みづくりにつながる活動が求められています。

また、住みやすい村にしていくための改善点として、多くの人が選ぶ回答は、施設や公共交通の充実を望む項目となっています。これらの充実は引き続き重要な取り組みですが、ハード的な整備や、地理的な条件も関係するため、その実現にはさまざまな困難が考えられます。人と人のつながりを通して住みやすい村を築いていく施策にも、住民の意識が向くような取り組みが求められています。

② 高齢者の活力を活かした地域づくりの推進

本村の高齢化率は、40%台後半になって数年が経ち、村の人口の約半分が高齢者となっています。高齢者人口はすでに減少し始めているものの、今後しばらく高齢化率は横ばいで推移する見込みとなっています。そのため、高齢者の活躍なくして、本村の地域活動は、今後ますます成り立たなくなっていくと考えられ、高齢者が心身ともに健康であり続けられるよう、やりがいや生きがいを引き出せる地域づくりが求められています。

③ 現役世代を含めた地域活動の推進

アンケート調査からは、現役世代はあまり積極的な近所つきあいができていない傾向がみられます。近所つきあいができない理由としては、仕事などを理由に挙げている人が多くみられます（グラフ等省略）。現役世代の参加をうながす地域活動のあり方が求められています。

4 評価指標の設定

【地域福祉に関する評価指標の設定】

評価指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
佐那河内村に「たいへん愛着を感じている」割合	48.1%	80%以上
佐那河内村は、高齢者や障がいのある人などにとって住みやすいと思う割合（住みやすい+どちらかという+住みやすい）	40.2%	60%以上
年間のボランティア参加率	45.5%	60%以上
自分の地域は地域活動が活発であると思う割合（そう思う+ややそう思う）	43.8%	80%以上
自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合（そう思う+ややそう思う）	36.6%	60%以上
自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合（そう思う+ややそう思う）	30.4%	60%以上
自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合（そう思う+ややそう思う）	62.3%	80%以上
近所づきあいをほとんどしていない人の割合	4.4%	0.0%
障がいのある人への理解が以前より深まったと思う割合（かなり深まったと思う+少しは深まったと思う）	50.6%	80%以上

【自殺対策に関する評価指標の設定】

評価指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
自殺者数の減少	0	0
自殺死亡率（10万人対）の減少	0	0
職員対象の自殺対策研修受講率	未実施	70%以上
職員対象の自殺対策研修受講者の満足度	未実施	70%以上
住民対象の自殺対策研修・講演の開催回数	未実施	年1回以上
住民対象の自殺対策研修・講演参加者の満足度	未実施	70%以上
いのちの希望についての認知度	34.8%	50%以上
自殺予防週間/自殺対策強化月間についての認知度	34.5%	50%以上
ゲートキーパーについての認知度	10.1%	50%以上
小中学校において、児童生徒のSOSの出し方に関する授業の実施回数	1回	年1回以上
悩みやストレスがあるとき「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」割合	38.4%	50%以上

第3章 基本方向

1 計画の基本理念

本計画は、「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくるものです。

2 地域のとらえ方

(1) 一人ひとりの生活を地域で支える体制づくり

私たちの生活は「地域」に基盤があり、「地域」によって支えられています。地域内でのつながりや支え合いが、一人ひとりの暮らしを支え、課題を解決し、暮らしを豊かにしてくれます。

しかし近年は、近隣住民同士のつながりの希薄化や、高齢化等に伴う外出の機会の減少などにより、これまでの地域の機能が、うまく働かないといった課題があります。

その反面、地域における、住民同士の支え合い・助け合いのニーズはこれまでに増して高まっています。高齢者、障がい者、子育て中の世代の人など、誰もが安心・安全に暮らせることが重要です。

そのためには、困りごとを抱えた人たちの課題をなるべく早く把握する仕組みづくりや、住民が困りごとを相談しやすい環境づくりをしなければなりません。

また、把握した課題に対しては、公的な生活支援で解決を図るとともに、近隣や地域社会、ボランティアなどと連携しながら、解決を図る必要があります。

(2) 住み慣れた地域を支える人づくり

どの「地域」にも、外出することが困難な高齢者もいれば、障がい者もいます。さまざまな生活課題を持っている人々が日々暮らしています。その多様性を認め合い、お互いに地域で暮らし続けていくためには、すべての住民が福祉に対する意識を高めていくことが重要です。

意識の向上のためには、子どもから高齢者まで、本村のすべての住民が、地域福祉の担い手であるという自覚を持つことが必要です。

福祉教育、人権教育、福祉に関わる人たちはもちろんのこと、住民も参加する研修会や講座の充実が求められます。

また、民生委員・児童委員、各種ボランティアのように、地域で活躍する担い手の活動の支援や、これから担い手となるべき人材の発掘・育成を図る必要があります。

3 地域福祉の進め方

目標に掲げた計画の実現をめざしていく上で、計画内で位置付けられた取り組みが好循環を生み出し、思い描く地域の姿の実現に向けて波及していくことが求められます。

村内には「常会」「講中」「名中」という相互扶助組織や住民自治組織が存在しています。本計画では、「安心して暮らせる佐那河内」をめざし、行政・事業所・地域・住民一人ひとりが手をつなぎ、ともに地域で活動を続けるための枠組みを“地域福祉”としました。

本村の地域資源である良好な近所づきあい、相互扶助・住民自治組織、活発な各種ボランティア団体、それぞれのつながりを大切にした地域福祉の取り組みを進めていきます。

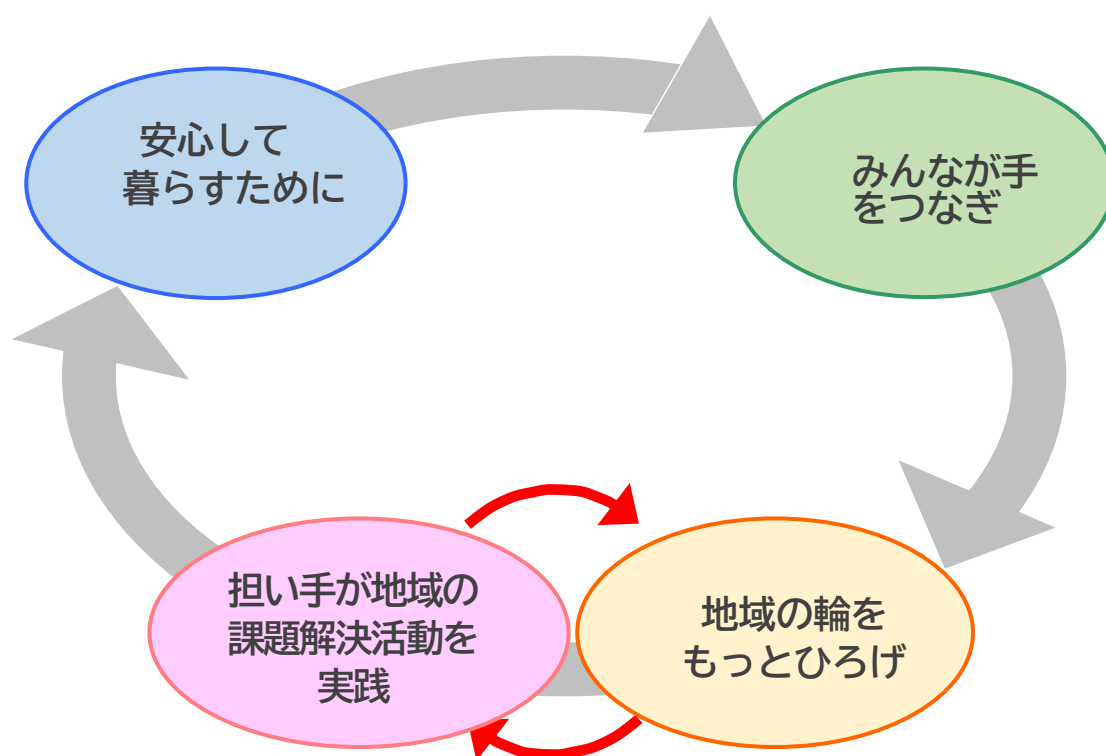
佐那河内村地域福祉計画の考え方

地域福祉＝行政・事業所・地域・住民一人ひとりが手をつなぎ
ともに地域で活動を続けるための枠組み



安心して暮らせる佐那河内

取り組みが循環して地域力を育むイメージ

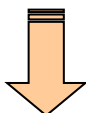


第4章 基本目標および施策

基本目標1 : 安心して暮らすために

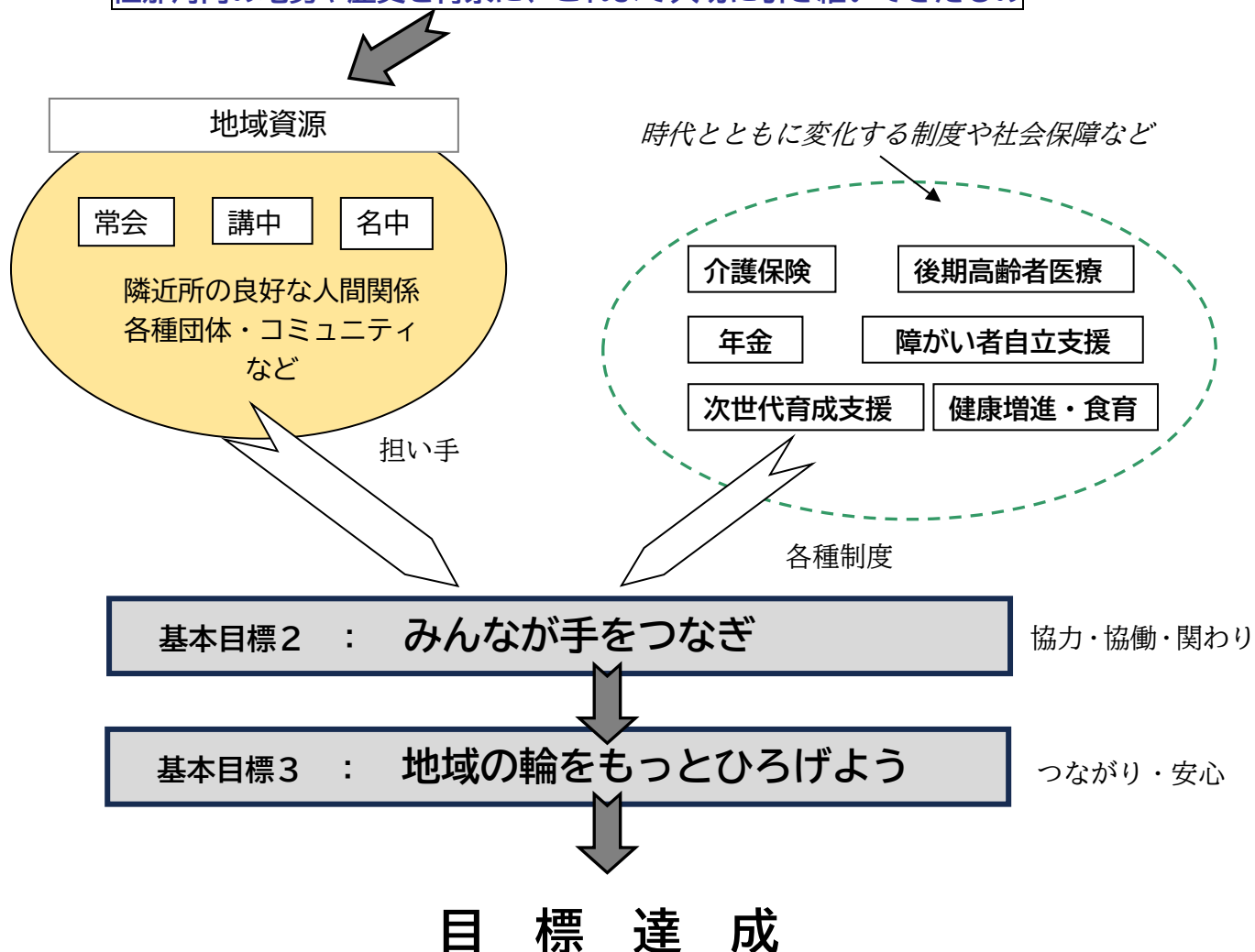
「誰もが、自分らしく、安心して暮らせること」を基本目標として、目標達成に向けて取り組みます。

目標達成に向けて・・・・・・

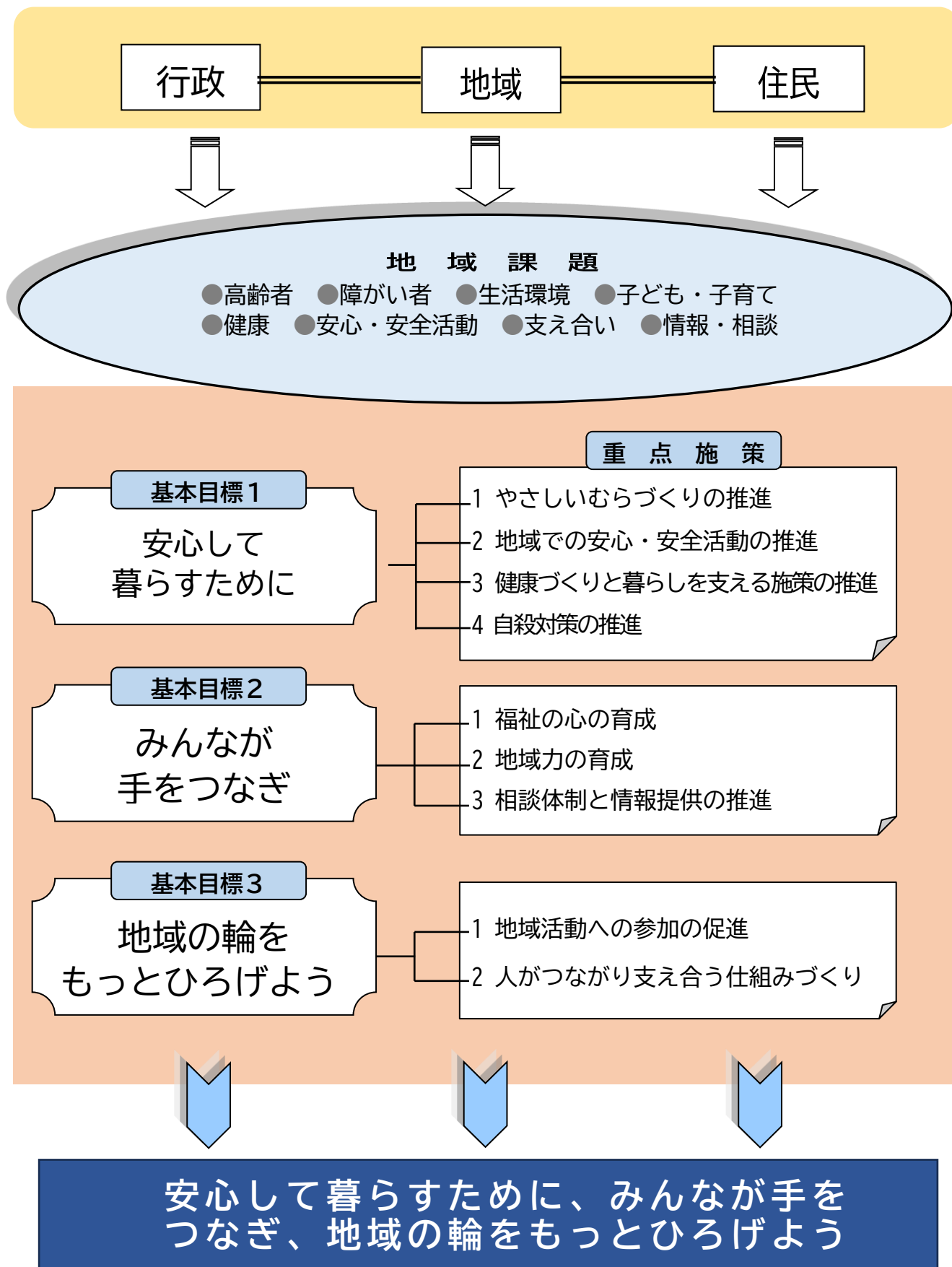


本村の各地域に根ざした豊かで良好な人間関係、「常会」「講中」「名中」をはじめとする地域のコミュニティが担い手となり、国・県・村の行政が提供する福祉施策や各種サービスと協力・協働し、地域の輪をもっと広げ、つなぐと安心を確保します。

佐那河内の地勢や歴史を背景に、これまで大切に引き継いできたもの



1 目標に向けての取り組み（全体像）



2 各福祉分野における重点的な取り組み

(1) 子どもの福祉

令和5年にこども基本法が施行され、これに基づき「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこどもや若者が健やかに成長でき、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」をめざすことが求められています。

子どもの貧困対策、障がい児への支援、学校での体罰と不適切な指導の防止、児童虐待や自殺を防ぐ取り組みの強化などが掲げられています。

これまでの子ども子育て支援も踏まえつつ、より包括的に子どもや若者の幸福の実現をめざす取り組みが求められています。

(2) 障がい者の福祉

障害者差別解消法の制定により、障がいの有無によって分け隔てられることなく、健常者と障がい者が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をめざしています。住民がお互いに協力し、障がい者への配慮がなされた地域をつくることや、障がいの種類や生活状況に応じた福祉サービスや医療体制、相談支援体制を充実させるなど、きめ細かな対応が必要となります。

また、令和3年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」、令和4年には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されています。

障がい児・者支援制度のこれまでの発展過程を総括しつつ、最新の動向に対応する必要があります。

(3) 高齢者の福祉

本村においては、高齢化率は40%台後半の高い割合の状態が今後続く見込みとなっています。要介護（要支援）認定者は、この後10年程度は徐々に増加していく見込みとなっています。高齢者の入所施設の充実や、高齢者が在宅生活を続けられるサービスの提供が求められるとともに、元気な高齢者が健康を維持し、将来介護を必要としない生活が送れるような支援を行うことも重要です。また、要介護者の支援のために、地域包括ケア体制を構築し、デイサービスや在宅サービスの充実、相談窓口の周知とその利用を促進することも求められています。

さらに、高齢により認知症などを患い判断能力が不十分となった場合でも、適切に福祉サービスを利用できるよう、成年後見制度の普及啓発を図り、制度利用の支援を行うことも必要です。

3 自殺対策の基本指針

(1) 「生きることの包括的な支援」としての自殺対策を推進する

個人においても地域においても、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」（失業や多重債務、生活困窮等）を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」（自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取り組みのみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みを総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関係機関との有機的な連携による総合的な取り組みを推進する

さまざまな悩みを抱えた人が何とかたどり着いた相談先で、確実に必要な支援につながるができるよう、さまざまな分野の支援機関が自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、互いに有機的な連携を深めることが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取り組みや生活困窮者自立支援制度など、自殺対策事業と関連の深い精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な支援を受けられる地域社会づくりを進めていく必要があります。

(3) 対応のレベルと段階に応じたさまざまな施策を効果的に連動させる

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個々人の問題解決に取り組む「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。

社会全体の自殺リスクの低下につながり得る、効果的な対策を講じるためには、それぞれのレベルにおける取り組みを、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。

加えて、「自殺の事前対応よりもさらに前段階での取り組み」として、学校では今後、

児童生徒等を対象に、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。

（４）自殺対策における実践的な取り組みと啓発を両輪で推進する

効果的な自殺対策を展開するためには、当事者へのさまざまな支援策を展開したり、支援関係者との連携を図るなどの実践的な取り組みだけでなく、この実践的な取り組みが地域に広がり、そして根付くために、自殺対策に関する周知・啓発と両輪で推進していくことが重要です。

特に自殺に対する基本的な理解や、危機に陥った人の心情や背景への理解を進め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが求められます。

すべての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインを早期に察知し、雇用問題や金銭問題などのケースに応じて、行政や精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家と協力しながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

（５）関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない、生き心地の良い佐那河内村」を実現するためには、村だけでなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より住民の皆さん一人ひとりと連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。

そのためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化し、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

基本目標1 安心して暮らすために

人とのつながりを大切にするためには、まず村民が直接交流する機会や場を設けることが不可欠です。そのためには、かかわりをもちやすくするための体制や受け皿づくり、また安心安全の活動の推進、いつまでも長く元気に住み慣れた地域社会で暮らし続けることができるようにするための体制づくり及びサービスの提供が不可欠です。

重点施策	施策の方向
1. やさしいむらづくりの推進	1 住まいの確保とバリアフリー化の推進 2 高齢者や障がいのある人が外出しやすい環境づくり 3 就労の場の確保と就労に困難を抱える人への就労支援 4 ごみを減らし住みよい村にするための取り組み
2. 地域での安心・安全活動の推進	1 災害に強いむらづくりの推進 2 安心・安全なむらづくりの推進
3. 健康づくりと暮らしを支える施策の推進	1 心と体の健康づくり 2 福祉サービス・生活支援サービスの推進 3 サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進
4. 自殺対策の推進	1 地域等におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒等のSOSの出し方に関する教育 6 若年層・高齢者層への支援の強化 7 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

1-1 やさしいむらづくりの推進

(1) 住まいの確保とバリアフリー化の推進

① 住まいの確保及び生活の安定化

生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取り組みを推進します。

② 住まいの快適性の向上

住まいのバリアフリー化に関しては住宅改修のサービスの周知をするとともに利用を促進します。公営住宅についてはバリアフリー化等の改修に努めます。どちらも、いわゆる建物の安全性や快適性を追求した物理的なバリアフリーに限定せず、地域社会で安心して暮らせるコミュニティづくりや、ストレスを感じない暮らしをめざします。

③ 公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの啓蒙

誰もが利用しやすい公共施設をめざし、公民館や各集会場などで、手すりの増設やトイレの改修等のバリアフリー化をすすめ、利用しやすい施設をめざします。また、村役場等公共施設では高齢者や障がい者優先駐車場の確保等を図り、適切な利用を働きかけています。今後も、利用状況等を勘案し、施設の改修を進めます。

また、すべての住民に利用しやすい快適な環境づくりに向けて、ユニバーサルデザインの視点に立ち、住民全体がともに利用する意識を啓発します。

※バリアフリーとは、障がい者が社会生活をしていく上ですべての障壁（バリア）となるものを除去すること。その範囲は物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的すべての障壁に対処します。

※ユニバーサルデザインとは、文化や言語の違い、老若男女といった差異、障がいの如何を問わず、すべての人にとって利用しやすい施設・製品・情報の設計（デザイン）をするという考え方です。

(2) 高齢者や障がいのある人が外出しやすい環境づくり

① 福祉的配慮のある交通安全施設

歩道の段差の解消、路面舗装の整備など福祉的な配慮のある交通安全対策に努めます。

② 外出支援

高齢者の介護予防、障がいのある人の外部との交流支援、生きがいづくり等、行政・事業所・地域が連携した外出支援策の検討を行います。

通院、買い物、会議・イベントの参加等、日常生活において必要不可欠である路線バスの運行については補助など移動手段の確保に努めます。また、タクシーチケットやバス無料乗車券の配布等で、外出の補助を行います。

(3) 就労の場の確保と就労に困難を抱える人への就労支援

① 就労の場の確保を目的とした関係機関との連携強化

関係機関との連携の強化を図りながら、さまざまな課題を抱える人の就労や活躍の場の確保等を推進します。

また、その際、地域の活性化に寄与しながら、地域生活課題の解決にも同時に資する取り組みを検討します。

② 就労に困難を抱える人への横断的な支援

生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援を推進します。

(4) ごみを減らし住みよい村にするための取り組み

① ごみ対策

ごみ出しについては、住民間の支え合いがみられます。食事の支度で出る家庭の生ごみを減らし、「たい肥化または減量化」にご協力頂くために容器及び処理機購入の一部を補助しています。

また、高齢者・障がい者のみの世帯で、ごみ出しが困難な方に対して戸別収集し、日常生活の支援も行っています。

1－2 地域での安心・安全活動の推進

(1) 災害に強いむらづくりの推進

① 地域防災力の強化

避難・救援活動や安全確認など、地域、警察、消防、医療機関の連携や情報収集体制を強化するとともに、災害時に避難所では滞在が困難な要配慮者のための福祉避難所の周知を図ります。

また、防災訓練は地域住民と高齢者等の参加を促進し、各施設でも定期的な実施を呼びかけます。

そして、災害時に支援が必要な人を緊急時に支援するマニュアルづくり等、緊急援護システムの構築に努めます。

② 避難行動要支援者等の支援体制の整備

災害時に支援が必要な避難行動要支援者等の把握に関しては、現行の訪問・相談事業の活用、地域での見守り活動の推進、各関連機関での情報共有により取り組み、避難行動要支援者名簿の定期的な見直し・更新を行います。

実際の支援にあたっては、常会、自主防災組織、民生委員・児童委員、近所の人等の関係者と連携して支援を行っていくため、日常的な体制整備を行っています。

③ 要配慮者利用施設の防災力の強化

要配慮者利用施設への警戒情報等の伝達は、電話、メール、ファックス、防災行政無線、広報車等の手段を複数組み合わせ確実に実施します。

また、要配慮者利用施設が避難計画を作成し、日頃から防災訓練を実施できるよう支援します。

(2) 安心・安全なむらづくりの推進

① 公共施設の安全対策

地域からの要望等に対し、防犯灯の設置と修繕、交通安全施設の設置、公共施設の安全対策を行います。

② 健全な青少年の育成活動等

関係機関と連携して、青少年健全育成活動による見守り活動等を支援します。そして、非行防止及び問題行動への対応、不登校、引きこもりなど各種問題への対応を図ります。

③ 交通安全教育の推進

警察及び関係機関と協力しながら、乳幼児から高齢者まで、各年齢層に合わせた交通安全教育を引き続き実施します。

高齢ドライバー、自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を関係機関と協力して実施します。

④ 子ども・高齢者・障がいのある人等を地域で守る活動の推進

地域での見守り活動を継続して推進します。また、認知症高齢者を地域で見守る活動に取り組みます。

佐那河内の豊かな人間関係を基に、地域で互いに尊重し合う見守り活動を推進します。

⑤ ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の充実

ひとり暮らし高齢者などの見守りに関しては、現在実施中の訪問事業や地域資源（郵便局・新聞販売店等）の協力を得て、情報の提供、困りごとの把握、相談活動の充実を図り、高齢者の自立した生活の支援に努めます。

⑥ 救急体制の充実

役場庁舎敷地内に消防センターを建設し、令和４年から、村直営で救急業務を行っています。

また、救急救命士５人、隊員３人、機関員４人の計１２人で、２４時間体制での救急業務を行っています。

１－３ 健康づくりと暮らしを支える施策の推進

（１）心と体の健康づくり

① 元気な生活習慣

糖尿病など生活習慣病予防に関する知識の普及に努めます。また、関係機関と連携・協力して、ストレス、ひきこもり、自殺予防対策といった心の健康の啓発に努めます。

② 元気な高齢者

地域包括支援センター等で実施している、いきいき体操教室、認知症カフェ等の介護予防事業への参加促進に努めます。

また、新しい介護予防事業に取り組み『元気な高齢者＝元気な村』をめざし、事業の推進を図ります。

③ 生きがいづくり

高齢者の社会参加促進を図り、生きがいを感じながら住み慣れた地域で暮らし続けることのできる村をめざします。

(2) 福祉サービス・生活支援サービスの推進

① 各種サービスの推進

現行の福祉サービスについて、高齢者、障がいのある人、子どもの各分野別施策で必要なサービスを利用し、地域で自立した暮らしが続けられるように、各種福祉サービス、生活支援サービスを推進します。

また、介護者を支援する視点からサービスが提供できるように取り組みます。

② 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開

高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを利用することができる共生型サービスの展開を検討します。

③ 制度の狭間の課題に対する支援の充実

「ひきこもり」、「生活困窮者」、「サービス利用拒否者」、「保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者」等が、地域で孤立しないように、支援を充実させます。

(3) サービスの質の向上と利用者の視点に立ったサービス提供の促進

① 事業所との連携

村内の福祉関係事業所との連携を深め、連絡・調整を図ります。福祉サービスの提供について点検・評価の取り組みが促進されるとともに、研修等によりサービスの質の向上が図れるように支援します。

② 苦情処理体制の確保

利用者からの要望に対応・解決する体制づくりとサービス利用者等への周知について指導・助言を行います。

③ 地域ケアの推進と福祉サービスの質の向上

高齢者については地域包括支援センターを中心とした体制、障がいのある人は地域自立支援協議会が核になっています。支援が必要な人にあったケアや関わりができるようにネットワークを強化して対応します。

また、これまで同様に地域ケア会議を毎月開催し、情報の共有や解決策の検討にあたります。

④ 利用者のニーズ把握と施設等の整備体制の向上

村内の社会福祉施設について、特に入所介護施設は満床の状態にあります。利用者の個々の状態にあった介護サービスの実施に向け、地域包括支援センターとの連携を強化し、利用者のニーズにあうサービスの提供ができるよう取り組みます。

1-4 自殺対策の推進

(1) 地域等におけるネットワークの強化

① 常会との連携強化

各集落単位で住民が集会所に集まり毎月1回開催している常会により、地域の見守りやさまざまな相談等の受け皿となる地域のつながりが維持されています。各常会を通して、自殺対策に関する情報や相談機関等の紹介を行う等の啓発活動を行い、連携を図ります。

② 相談機関ネットワークの充実

自立支援協議会・要保護児童対策協議会実務者会議、高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク会議、地域ケア会議等により、さまざまな問題を同時に抱えているケースの支援、相談対応等の連携を図ります（弁護士、司法書士、児童福祉司、社会福祉士、介護福祉士、保健師等の多職種支援者が連携してネットワーク会議を実施）。

③ 庁内におけるネットワークの強化

ケースの支援、相談対応等の内容に応じて関係課と随時連携し対応を行います。

④ 総合的な相談体制の強化

庁内関係者等への人権啓発活動を通して、悩みや不安を抱えている人が気軽に相談しやすい環境整備を行います。

(2) 自殺対策を支える人材の育成

① 人材育成のための研修の充実

自殺予防サポーターや認知症サポーター等の養成、独居及び高齢者世帯等に対して行う傾聴ボランティアの養成等により、必要に応じて専門家につなぎ、見守るゲートキーパーの役割を担う人材等の養成を行います。

(3) 住民への啓発と周知

① 自殺対策の啓発資料の充実と活用

自殺対策の啓発リーフレットの作成を推進し、住民に身近な場所（公共施設等）での啓発資料の配付を推進します。

また、広報さなごうちや常会などを通じて自殺対策に関する広報を実施します。

② 住民向け啓発イベントの開催

住民向け自殺予防講演会の開催を推進します。

また、自殺予防週間を中心として、自殺対策に関する相談機関や用語などの紹介を通じて、自殺問題に対する正しい知識の周知を図ります。

(4) 生きることの促進要因への支援

① 孤立しないための居場所づくり

高齢者の孤立等を防ぐため、地域集会所におけるいきいきサロンの開催や独居高齢者のふれあい昼食会の開催等により、居場所づくり等を行います。また、育児世代の孤立等を防ぐため、主任児童委員による子育て支援ハーモニーを開催し、居場所づくり等に取り組みます。

② 相談支援体制の充実

心配ごと相談所の開設や、さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が相談できる「くらしサポートセンター」の周知に努め、相談支援体制の充実を図ります。

(5) 児童生徒等のSOSの出し方に関する教育

① SOSの出し方に関する教育の推進

小中学校において、道徳の人権教育の中で自殺予防等の授業に取り組みます。また徳島県教育委員会で作成されている「きみのことおしえてシート」を活用し、児童生徒が困難な事態、強い心理負担を受けた場合等におけるSOSサインを把握し、スクールソーシャルワーカー、こども女性相談センター等関係機関に早期につなぐ等の相談対応の仕組みづくりに取り組みます。

② 関係者間の連携の推進

民生委員・児童委員が小中学校を訪問し、学校関係者と気になる児童等の連携会議を行う等、地域での児童生徒の見守り活動を推進します。また、老人会やヘルスメイト等と児童生徒との交流事業等を通して、地域における児童生徒等への声かけ・見守り等を推進します。

(6) 若年層・高齢者層への支援の強化

① ライフステージの変化によるこころのケア事業の推進

進路の不安、就職の不安、経済状況の不安定などのライフステージの変化によるさまざまな悩みを抱えがちな若年層に、各種相談の実施や講演会などの開催を通して、その人に寄り添う支援を推進します。

② 育児世代へのこころのケア事業の推進

育児世代へのメンタルヘルス支援（産婦・新生児訪問、乳幼児健診等）において、産後うつへのこころのケア、保護者同士の育児状況の共有や、保健師・臨床心理士等による各種相談、相談窓口の紹介等を推進します。

③ 高齢者の健康相談の充実

うつ病を含めて、高齢者の自殺原因として最も多い健康問題について、地域包括支援センターや老人会と協力し、訪問・見守り活動を行い、相談しやすい関係づくりに努めます。

(7) 失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

① ひきこもり状態にある人への支援

本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪問（アウトリーチ）等による継続的な個別支援を推進します。

② 高齢者の閉じこもり防止

高齢者の居場所づくり活動の参加者や老人クラブなど高齢者と関わりのある支援関係者及び民生委員・児童委員から、家に閉じこもりがちな高齢者の情報を得るとともに、必要なニーズの把握に努め、それらにあった居場所活動等の支援策を推進します。

③ 就労支援策の強化

ひきこもり状態にある人が就労の道を選ぶような支援策を検討します。

基本目標２ みんなが手をつなぎ

地域福祉を推進する上で、人とのつながりを大切にすることは基本となります。安心して手助けできる範囲として、「隣近所 → 講中 → 常会 → 名中」と狭い範囲から、広い範囲へと広がっていくように体制づくりを行わなければなりません。

支え合い意識が広がりを見せるよう、私たち一人ひとりの人権意識や福祉の意識を高めること、また、地域での住民同士の福祉活動に、行政・事業所・団体がどう関わるかの体制づくりが必要です。

重点施策	施策の方向
1. 福祉の心の育成	1 福祉教育の推進 2 権利擁護の推進
2. 地域力の育成	1 支え合い意識の啓発と活動の促進 2 福祉人材の確保・育成 3 社会福祉協議会との協働
3. 相談体制と情報提供の推進	1 相談体制の充実 2 情報提供の拡充

2-1 福祉の心の育成

(1) 福祉教育の推進

① 住民への説明

行政の取り組みや制度の説明、住民が関心を持っている内容について、要請に応じて出前講座として地域に出向いています。生活習慣病を中心とした介護・健康についての説明を、要望に応じて常会の場を通じて行います。

住民との連携を含め、情報の共有化、住民ニーズの把握を図り、保健福祉関連事業内容の充実の足がかりとします。

② 人権を大事にする福祉の推進

人権に関する教育と福祉教育を計画的に推進します。ボランティア活動などの体験学習を、地域と関係機関の協力を得ながら展開します。

障がいのある人及び障がいに関する理解、ノーマライゼーション（すべての人々が、助け合いながら一緒に暮らしていくのが正常な社会であるということ）の考え方が深まるように啓発します。

③ よりよい人間関係の構築

豊かな人間関係は地域福祉の根幹をなすものであり、良い面を認識し合い、互いに尊重する地域活動の推進を支援します。

(2) 権利擁護の推進

① 「子どもの権利」の周知

子ども一人ひとりの成長と自立を支援するため、「子どもの権利」の周知や学習機会の提供など、住民意識の啓発を推進します。

② 虐待・暴力的行為等の防止についての啓発と相談の体制の確保

児童や高齢者に対する虐待、男女間の暴力的行為などに関して、地域が見守ることの重要性を啓発します。相談体制を確保し、関係機関相互の連携強化を図ります。

③ 成年後見制度と日常生活自立支援事業の推進

成年後見制度と日常生活自立支援事業について周知を図り、必要な方が相談・利用できるように、地域包括支援センター、社会福祉協議会とともに普及啓発に努めます。

④ 市民後見人等の活動支援

権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方について検討します。

2-2 地域力の育成

(1) 支え合い意識の啓発と活動の促進

① 行事や講演会等の開催

行事や講演会等を開催し、住民の参加促進を図ります。

② きっかけづくりの取り組み

現在、各地区公民館で伝統遊びや芸能伝承を目的とした子どもとの交流や、婦人会・老人会による特別養護老人ホーム・独り暮らし高齢者訪問、保育所・小中学生と高齢者・老人会との交流等盛んに行われています。今後も伝統的遊びや芸能伝承などを通じて、障がいのある人や高齢者、子ども等、さまざまな住民同士の場の充実を図っていきます。

福祉施設や保育所は地域に開かれた場として交流活動を行っており、このような機会を活かして福祉に対する理解を深めています。

各種団体への参画ができるよう、きっかけづくりに取り組み、活動が活発化するように支援します。

③ 地域での支え合い意識の啓発

一人ひとりが、子育てや福祉に関心を持ち、喜びや楽しみを感じることができるよう意識啓発活動を推進します。

多くの地域住民が身近な地域の問題に気づき、解決に向けて活動するきっかけとなるように、広報やイベントを通じて、啓発活動を展開します。

災害への不安は共通の関心事であり、災害時に支援が必要な高齢者や障がいのある人を、地域が関わりながら温かく見守り、人と人とのつながりづくりを行っていきます。

④ 佐那河内のよさを再認識する取り組みの推進

村の良さを再発見、再確認することは、「生きがい」→「住みがい」につながり、地域活動の源となることから、佐那河内の良さを再認識する取り組みを促進します。

「地域おこし協力隊」では、地域力の維持・強化を図っていくことを目的としたさまざまな活動に取り組んでいます。

⑤ あいさつ運動・声かけ

子どものあいさつ運動を地域に広げていき、知り合いづくりを促進し、地域での子育てを実現します。

(2) 福祉人材の確保・育成

① 地域福祉を推進する人材の養成

多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門職の確保・育成に努めます。

地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担えるように、福祉・保健・医療関係専門職員の研修への参加を促進します。

また、福祉人材が活躍できるような環境づくりに取り組みます。

② 民生委員・児童委員活動の支援

地域での民生委員・児童委員活動が地域では熱心に取り組まれており、相談・福祉事業の推進を行っています。

地域包括支援センターや行政との連携を密にし、より一層の民生委員・児童委員活動の支援を行います。

(3) 社会福祉協議会との協働

① 連携と協働の強化

社会福祉協議会は、住民の権利擁護、相談事業、村の福祉事業全般に渡り、協働して事業を行っています。

高齢者見守り事業（配食）、生きがいづくり事業（ふれあい昼食会）等、今後も、連携と協働を強化し地域福祉の向上に取り組みます。

2-3 相談体制と情報提供の推進

(1) 相談体制の充実

① 相談機能の強化

多様化する住民サービスへの的確な対応や今後の地域福祉推進のため、村の窓口、地域包括支援センター、心配ごと相談所など、各相談窓口と相互に連携がとれ、必要に応じて迅速に調整が図れるように相談機能の充実に努めます。

どこに相談したらよいかわからないということがないように、相談窓口について周知を図ります。

② 生活困窮者に対する支援体制の整備

生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受けとめる相談窓口機能の充実、就労訓練、就労の場の開拓や創出等の取り組みを推進します。

③ 包括的な相談支援体制の構築

地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政等が中核となり、単独の制度では対応困難な課題に対する支援策を検討します。

(2) 情報提供の拡充

① 広報紙と村ホームページの有効活用

村の広報紙は住民に身近な情報提供手段となっていますが、新聞をとっていない世帯にもみられるように、配布方法について工夫して対応します。内容についても、特集で福祉関係のコーナーをつくる等について検討しながら、住民に親しみやすい広報となるように努めます。

村ホームページは、見やすく、見たい情報があるホームページになるように情報発信における活用方法の拡充を図ります。

② 情報のバリアフリー化の推進

視覚や聴覚の障がいが必要な情報が得られないことがないように、コミュニケーション手段や情報入手手段の確保を図ります。ファックスでのお知らせをはじめ、点訳・音訳ボランティアや手話奉仕員、要約筆記奉仕員の養成を促進します。

③ 情報発信方法の検討

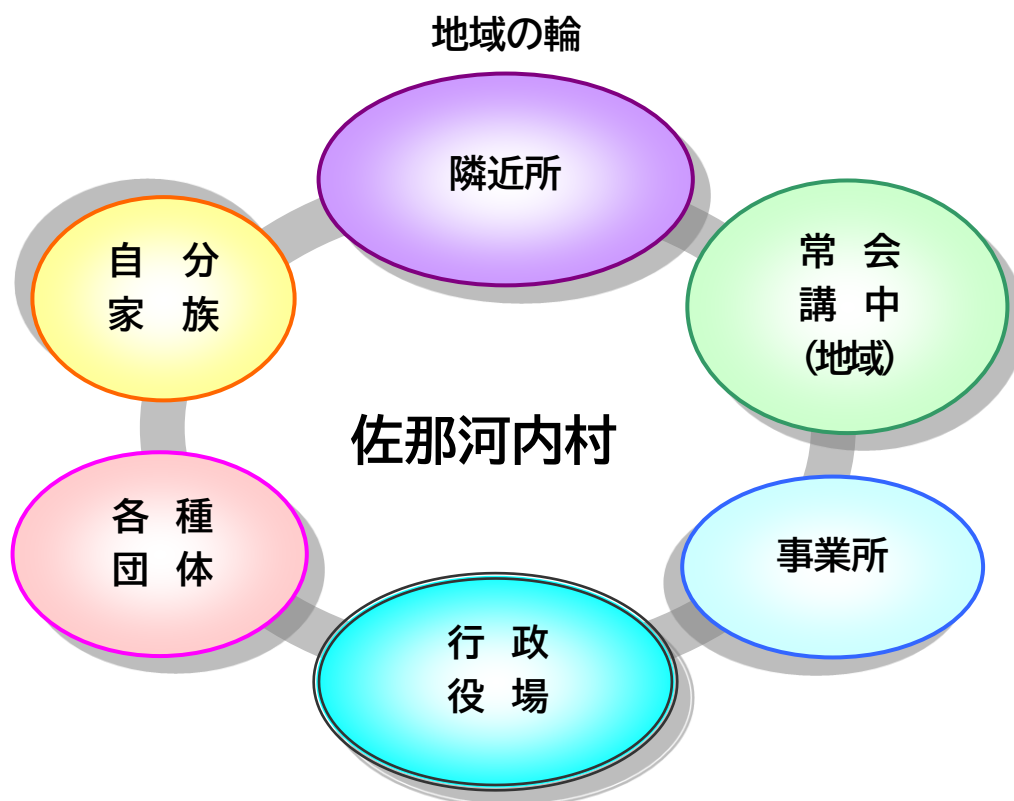
従来の、情報の伝達方法（広報・チラシ・村ホームページ等）にとらわれず、高齢者、障がいのある人、子育て中の方など本来の情報の届け先を意識した方法、モニター付き電話などの情報発信方法等を検討し、すべての人に行き届く公平な情報の発信に向けて取り組みます。

基本目標3 地域の輪をもっとひろげよう

地域福祉を進めていくために、人と人とのつながり、団体と団体、隣近所がつながって→地域（常会）、地域（常会）と行政の連携、行政と事業所の連携など、連携の輪がひろがることを「地域の輪」とイメージします。

常会・講中・名中の活動は、佐那河内の地域資源として尊重するとともに、すべての住民が地域活動に参加できることを前提とし、常会に参加している人も、参加していない人もすべての住民を対象に「地域」と表現します。

重点施策	施策の方向
1. 地域活動への参加の促進	1 ボランティア活動の推進
	2 仲間づくり・交流活動の推進
	3 若者の参加促進
2. 人がつながり支え合う仕組みづくり	1 地域コミュニティ活動の支援
	2 住民協働の促進
	3 地域づくりにおける官民協働の促進



3-1 地域活動への参加の促進

(1) ボランティア活動の推進

① ボランティア活動推進体制の整備

ボランティア活動に関する普及啓発、人材の養成、情報の提供を行い、幅広い年齢層の活動への参加の促進等、各種ボランティア活動が推進できるよう取り組みます。

② ボランティアの活躍の場の拡充

各種ボランティア講座の修了者の活動につながり、定年退職者や子育て・介護経験のある人の知識や経験を活用するシステム、活動について支援する体制について検討します。また、シルバー人材センターの活用も検討します。

(2) 仲間づくり・交流活動の推進

① 高齢者の生きがいづくりの推進

地域の高齢者の自主組織である老人クラブの活動強化の意味で、地域における仲間づくりを支援します。

各組織内部の平均年齢の上昇が課題となっていますが、高齢者が培ってきた知識や技能・技術の伝承や新たな創作活動・生産活動の機会や場を提供していきます。

高齢者の社会活動が活発化するように、スポーツ活動や地域活動、指導者育成等を実施し、高齢者の社会参加や生きがい、健康づくりを推進します。

② 世代間・地域内交流活動の推進

日常的に多くの世代がともに過ごせる、地域のなかで交流できる寄り合い所のような場づくり、世代間・地域内交流活動の取り組みを支援します。

(3) 若者の参加促進

① 地域活動・各種団体活動への若者の参加促進

各地区での、地域活動・各種団体の活動について、若者参加の促進策を検討し、将来に向けて継続できるよう取り組みます。

② 若者の定住促進

住みよい村、住んでみたい村、住んで良かったむらづくりに向け、子育て支援策の充実、住宅施策の検討、少子高齢化対策について検証・検討を行います。

子育て支援策の充実については、現在、乳児一般健診無料、多子世帯の保育料の減免、高校卒業まで医療費無料等の支援だけでなく、母子保健事業として、各種検診や離乳食講習会、保健師・栄養士・歯科衛生士などによる相談等、出生から切れ目なく子育て世帯への手厚い支援を実施しています。

また、今後は県が取り組んでいるマリッジサポートセンター等を活用し、少子化対策も進めていきます。

3-2 人がつながり支え合う仕組みづくり

(1) 地域コミュニティ活動の支援

① 常会・講中・名中を基盤にした活動の支援

地域住民が知り合う場となり、地域での活動を促進できるよう活動を支援します。地域課題を全体的に捉え、地域住民による福祉活動が効果的・効率的に展開されるように活動を支援します。

② 地域の活動拠点の拡充

地域活動を展開する上で公共施設は大きな役割を果たします。学校、地区の集会施設などを、地域福祉活動を行う際の話し合いや、活動の拠点としての活用を促進します。

③ 郷土の伝統・芸能・文化の伝承

高齢者の生きがいづくりにつながる世代間交流の場で、伝統・文化の継承活動を行っています。

子ども、若者、高齢者の交流、いきいきとした佐那河内のむらづくりの視点から、「よき伝統・文化・芸能＝地域の文化資源の掘り起こし」の取り組み、活動の支援を行います。

④ 出会い・ふれあいの場としての団体間交流の促進

村内外の各種団体との交流は、団体（会員）相互の出会い・ふれあい・交流の場として有意義であり、未来の村の担い手づくりの場でもあります。

各種団体の発展、担い手づくりの一環として、機会づくりに努めます。

(2) 住民協働の促進

① 多様な人材の確保

若い世代のボランティア活動への参加を積極的に呼びかけ、多くの住民の活動参加を促進します。

定年退職者や子育て、介護経験者の経験や知識・技術のある人材が、地域で活躍できるように努めます。

② ボランティアとの協働・連携の推進

住民参加によるむらづくり活動が展開できるように、提案型のむらづくり事業の導入を検討するとともに、協働で取り組む体制づくりに努めます。

村主催事業の企画・運営や公共施設の管理・運営に住民参画を図るなど、行政と協働で取り組む機会を拡充します。

(3) 地域づくりにおける官民協働の促進

① 企業の社会貢献活動との協働

社会福祉法人による地域における公益的な取り組みや、企業の社会貢献活動との協働等の取り組みを推進します。

② 寄付や共同募金等の取り組みの推進

共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやふるさと納税等に関する取り組みを推進します。

第5章 成年後見制度利用促進基本計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障害等の精神上の障がいにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）が法律的に本人を支援する制度です。成年後見制度は、精神上の障がいにより判断能力が十分でない方の保護を図りつつ自己決定権の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション（障がいのある人も家庭や地域で通常の生活をする事ができるような社会を作るという理念）の理念をその趣旨としています。

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、国ではこれまでの取り組みと、さらにノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることとされました。

また、国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項の規定に基づき、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を定めました。計画のポイントとして、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等の取り組みが求められています。

このため、本村においても、成年後見制度の普及促進と、住民の理解促進を図るため、「佐那河内村成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画に内包する形で策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

2 計画の基本方向

(1) 基本方針

本村にも多くの高齢者、障がいのある方が生活されており、認知症高齢者の人数は、今後も増加していくものと考えられています。

そのような状況にあって、成年後見制度の利用は、こうした方々の権利と利益を守るうえで重要なものであり、今後は、より一層の利用促進が求められます。

本村では、地域共生社会の実現という目的に向け、地域連携ネットワークの構築によって、権利擁護支援の必要な方に適切な成年後見制度の利用を促進し、愛着のある地域で安心して暮らせる、誰もが助け合う地域づくりを推進します。

(2) 施策の展開

① 地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もあります。このため、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみを構築します。

【具体的な取組】

◆地域連携ネットワークづくりの推進	権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応します。
◆地域における「協議会」等の体制づくり	後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

② 中核機関の運営

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になるため、本村では健康福祉課内に中核機関を設置しています。さまざまなケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等を蓄積し、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担います。

【具体的な取組】

◆中核機関の運営	中核機関の役割として、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援、などがあり、これらの役割を遂行できるよう、運営体制の維持に努めます。
----------	--

③ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の構築・運営とともに、必要な人が適宜利用できるよう、制度の周知や利用のしやすさの工夫などに努めます。

【具体的な取組】

◆成年後見制度の周知	広報等により、成年後見制度の周知を行い、地域で信頼される成年後見制度の利用促進を図ります。
◆成年後見制度の利用促進	支援方針や適切な候補者等の検討により、本人の利益のために誰が申し立てを行うことが適切か、村長申し立ての検討の必要性、候補者の推薦について支援を行います。また、法人後見実施団体等との連携に努め中核機関として後見人とともに本人を支援できるよう努めます。

④ 権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成

成年後見制度の運用には、権利擁護支援の担い手である後見人が必要であり、専門職等による育成や相談機会の確保に努めます。

【具体的な取組】

◆権利擁護支援の担い手の育成	県が行う担い手の育成等の事業と積極的な連携に努め、多様な主体や人材が後見業務を担えるように推進します。
◆後見人への活動支援	後見人等が相談できる支援体制の充実に努めます。また、後見人等選任後も、本人の能力や生活環境、支援関係者との関係性の把握に努め、類型の変

	更の検討や新たに必要となった権限の追加などの検討を行い、不正の防止や後見人等の不適切な実務の是正を目的として、家庭裁判所に情報提供をする等の連携に努めます。
--	---

第6章 再犯防止推進計画

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、「再犯防止推進計画」という。）により、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること、また再犯の防止等に関する計画を定めるよう努めることとされました。

これを受けて国では平成29年12月に「再犯防止推進計画」を、徳島県でも令和2年3月に「徳島県再犯防止推進計画」を策定しました。さらに、国は、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」を策定しており、本村においても、過去に犯罪や非行をした人の立ち直りの支援と、地域社会の一員として生活できるよう住民の理解と促進を図るため、「佐那河内村再犯防止推進計画」を地域福祉計画に内包する形で策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として策定します。計画期間は佐那河内村地域福祉計画と同期間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえて改訂・推進します。

本計画の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人又は非行のある少年、若しくは非行少年であった人（以下「犯罪をした者等」）を指します。

2 計画の基本方向

(1) 基本方針

犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、村民の犯罪被害を防止するため、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。徳島県再犯防止推進計画に基づき、村が行うべき取り組みを積極的に推進します。

(2) 施策の展開

① 再犯防止に関する啓発と関係機関との連携強化等

犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力して支援するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会の実現を図るため、再犯防止に関する広報・啓発を行います。

また、関係機関と連携し、犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施につなげていきます。

【具体的な取組】

◆再犯防止に関する広報・啓発の推進	犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」や、「社会を明るくする運動強化月間（毎年7月）」等の広報・啓発活動を通じて、再犯防止に関して地域住民が正しい理解を深め、協力を得られるように広報・啓発活動を行います。
◆関係機関・団体等との連携強化	犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるよう、刑事司法関係機関（徳島保護観察所、徳島法務少年支援センター、コレワーク四国等）や保健医療・福祉関係機関、各種団体等（徳島地区保護司会、佐那河内村更生保護女性会等）との連携強化を図っていきます。
◆防犯活動の推進	イベントなどが開催される際には、巡回による防犯パトロールを実施し、警察署や地区の防犯推進会、消防団等との連携に努めます。

② 非行の未然防止及び学校等と連携した相談支援の実施等

学校や、保護司、民生委員児童委員、更生保護女性会員等と連携し、問題行動を含めた児童生徒の見守りにより、非行の未然防止に向けた取り組みを行います。

【具体的な取り組み】

◆児童生徒の非行の未然防止	小中学校において、さまざまな悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。
---------------	--

第7章 地域福祉を推進するにあたって

1 本村で暮らし続けるすべての人のための“地域福祉”を進めるために

今後、本村の地域福祉への取り組みについては、以下のような役割分担のもとで進めていくべきと考えます。

(1) 地域住民が自らの手で貢献する

本村の住民は、自らが福祉サービスの担い手でもある、という自覚と認識を持ち続け、地域社会の持続的な発展に貢献するために、構成員としてボランティアや各種団体活動に自発的に参加することが求められます。

(2) 組織力を活用し、共に助け合う

将来的に地域福祉を支える人材を育成する「学校」や、専門的・技術的なスキルを持つ福祉サービス提供事業者との交流も、今後は必要になります。

(3) 役場も地域福祉推進の積極的な担い手

地域の特性を踏まえたきめ細かい福祉サービスの提供や環境づくりをはかります。また、複数のサービスを組み合わせて一体的に提供するなど、役場内での横の連携が一層求められます。

2 計画の点検・評価の必要性

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、達成度合いに関して定期的にチェックをするとともに、その評価を行います。

計画に定める事業推進方針や評価指標値等の実施・進捗状況を把握し、点検・評価を行い、広報紙や村ホームページ等で公表していきます。



佐那河内村
地域福祉計画

発行年月：令和6年3月

発 行：佐那河内村

編 集：佐那河内村 健康福祉課

住 所：〒771-4195 徳島県名東郡佐那河内村下字西ノハナ 31 番地

電 話：088-679-2971